

みかんボランティアセンター

10月1日(月)、J A えひめ南伊予吉田営農経済センターに開設されました。

【期 間】12月9日(日)までの土日

【作業内容】園地内清掃や土砂撤去、かんきつの摘果・収穫・運搬作業など(1日4時間程度)

【募集定員】1日50人程度

【持参物】タオル、防止、マスク、昼食、飲料水、※汚れても良い服装(長袖・長ズボン)でお越しください。

【申 込】参加を希望する週の月曜日までに、J A えひめ南ホームページまたは、電話で申し込んでください。

【申込・問合せ先】J A えひめ南 みかんボランティアセンター ☎52-2939



災害復興掲示板

本庁 ☎24-1111

吉田支所 ☎52-1111

三間支所 ☎58-3311

津島支所 ☎32-2721

宇和海支所 ☎62-0311

※詳しくは、お問い合わせください。



宅地内の土砂の撤去

自力で土砂などの撤去ができない場合、市が所有者に代わり撤去します。また、土砂を土のう袋などに入れて道路などに出しておく、市が回収しますので連絡してください。

■住居内の場合

【対 象】

- ▶土砂などを撤去できず、罹災証明書で全壊・大規模半壊・半壊・床上浸水と判定され、今後その住家に居住する場合
- ▶居室、台所、玄関、便所などの日常生活上欠くことができない場所や入口付近に土砂が入り込んだ場合

【必要書類】申請書、窓口にくる人の印かん、罹災証明書(写し可)、被災した家屋などの写真

【提出・問合せ先】建築住宅課 ☎49-7028

■住居外の場合

【対 象】堆積している土砂が公益上重大な支障となる場合

【必要書類】承諾書

【提出・問合せ先】都市整備課 ☎49-7027

被災家屋の解体・撤去・処分

市が所有者に代わり解体・撤去します。

【対 象】

- ▶罹災証明書で全壊・大規模半壊・半壊の判定を受けた場合
- ▶建物の基礎を、家屋の解体と同時に撤去する場合
- ▶門扉、ブロック塀、地下埋設物などを、家屋などの解体と一体的に撤去せざるを得ない場合

【必要書類】申請書、窓口にくる人の印かん・身分証明書、罹災証明書(写し可)、被災した家屋などの写真、被災した家屋の登記事項(家屋)全部事項証明書(原本)

※未登記の場合は、固定資産課税台帳兼名寄帳(原本)を持参してください。

【注意事項】

- ▶共有者がいる場合や相続登記をしていない場合は、共有者(相続人)全員の同意が必要です。
- ▶借家人や抵当権者などの関係権利者がいる場合、借家人や銀行などの同意が必要です。
- ▶家財道具などは、危険の無い範囲ですべて取り出してください。

【提出・問合せ先】都市整備課 ☎49-7027または各支所

地域支え合いセンター

【問合先】地域支え合いセンター ☎52-3115・3116

10月1日(月)、社会福祉協議会吉田支所に開設しました。生活支援相談員などの職員が、仮設住宅などの被災された人への個別訪問を行います。また、それぞれの課題に応じた相談対応、地域交流の場づくりなどの支援を行います。困りごとがあれば、気軽に相談してください。

個別訪問

生活支援相談員などによる見守り・安否確認を行います。

さまざまな課題に応じた
総合的な支援を行います。

情報提供

生活や健康上の課題など、それぞれに応じた情報を提供します。

関係機関との連携

関係機関と連携し、困りごとの解決策を考えていきます。

地域交流の場づくり

高齢者サロンの開催など、地域住民が交流する場を作ります。



義援金の配分(第2次配分)

【問合先】財政課財政係 ☎49-7008

【配分額】

被害区分		第2次配分額(第1次配分含む)		
		県分	市分	合計
①	死亡者の遺族	300万円	30万円	330万円
②	重傷者 3ヵ月以上の治療を要する	30万円	11万円	41万円
	1ヵ月以上 3ヵ月未満の治療を要する	30万円	3万円	33万円
③	軽傷者	-	2万円	2万円
④	全壊	140万円	14万円	154万円
	大規模半壊・半壊	70万円	8万円	78万円
	床上浸水	30万円	5万5千円	35万5千円
⑤	一部破損 土砂被害	15万円	5万5千円	20万5千円
	その他	-	5万5千円	5万5千円

※新たに③「軽傷者」に対する市の独自配分を決定しました。市分の義援金において、③「軽傷者」、④のうち「床上浸水」、⑤「一部破損」は、今後の追加配分はありません。

【対 象】

- ①死亡された市民の遺族
- ②重傷者(1ヵ月以上の医師の治療を要する負傷)のいる世帯
- ③軽傷者(14日以上1ヵ月未満の医師の治療を要する負傷)のいる世帯
- ④住家が床上浸水以上の被害を受けた世帯
- ⑤住家が一部損壊の被害を受けた世帯

【受 付】12月28日(金)まで

- ①申請の必要はありません。
- ②③④被災見舞金と同時に受け付けます。
- ⑤罹災証明書(写し可)、通帳またはキャッシュカードのコピーを持参してください。

※手続きを終えた人には、指定された口座に振り込みます。新たな申請の必要はありません。

【受付場所】市役所 福祉課福祉総務係、吉田・三間・津島支所 福祉環境係、宇和海支所

【注意事項】

- ▶追加配分に対する新たな申請は不要です。
- ▶口座振替をもって義援金支給決定通知書に代えます。申請した人で不支給となった場合は、個別通知します。